

## 第4回 上越市地域協議会検証会議

と き 平成26年2月22日(土)  
午前9時 ~

ところ 上越文化会館 中会議室

### 次 第

1 開会

2 議事

(1) 地域協議会の検証に関する課題等についての協議

3 その他

4 閉会

## 平成 26 年度地域活動支援事業案の概要

《意見交換の項目》	(1) 実施方法
1 趣旨	(2) 対象事業
2 各区への配分額	(3) 助成事業
(1) 総事業費	5 事業の実施手順等
(2) 配分額	(1) 採択方針の取扱い
(3) 残額の取扱	(2) 事業提案書の受付
3 平成 26 年度の募集期間	(3) 提案事業の審査
4 事業の概要	(4) 事業の紹介・公表

### 1 趣旨

#### (1) 目的

地域自治区制度は、市民が地域の課題を主体的にとらえ、議論を行い、決定した意見を市政に反映させていくための仕組みであるとともに、身近な地域の課題解決に向けた自主的・自発的な地域活動をより活発なものとしていくための仕組みであると考えており、このような制度の実効性を高めていくための一つの手法として、本事業を制度化した。

資金の使い道を考えることを通じて、市民の皆さんが、自治とは何か、地域の豊かさ、地域づくりとは何かということに思いを巡らせ、自らの発意を行動に移していく、そうした正に市民主体のまちづくりが進められる契機としていくことを目的としている。

#### (2) 運用方針

使途については、地域の住民が自ら考え、地域の課題解決や活力向上のために必要とする事業であるならば、極力制限を加えることなく活用していただきたいと考えており、全市的な規制は最小限に抑え、できる限り地域の裁量に委ねることとする。

#### (3) 審査体制

住民に身近な地域協議会が住民の生活実感を踏まえた闊達な議論を経て、地域にとって真に必要な提案事業を採択することが、地域住民の思いに寄り添う地域協議会、地域住民に信頼される地域協議会につながると考え、審査を地域協議会に委ねることとする。

また、審査を通じ、活動団体の状況や地域の課題を把握すること、自主的審議の活性化につながることで、地域協議会に対する住民からの認知度向上に寄与することなどを期待しているところである。

### 2 各区への配分額

#### (1) 総事業費 **《対応方向》見直し(下線部が該当)**

後述する市が行う事業の廃止分として 2,000 万円を減額し、総事業費を 1 億 8,000 万円とする。

#### (2) 配分額 **《対応方向》見直し(下線部が該当)**

均等割 126,000 千円 (4,500 千円 × 28 区) + 人口割 54,000 千円、均等割 7 : 人口割 3

#### (3) 残額の取扱 **《対応方向》H25 年度と同様**

追加募集の実施は各地域協議会の判断に委ねることとし、最終的な残額は不用額とする。

### 3 平成 26 年度の募集期間 **《対応方向》見直し（下線部が該当）**

募集期間は各地域協議会の判断に委ねることとし、市の統一期間は設けない。  
H26 年度においても、事業提案書の提出日以降の事前着手は認めることとする。

## 4 事業の概要

### (1) 実施方法 **《対応方向》見直し（下線部が該当）**

「市が行う事業」を廃止する。

事業区分	内容	事業を提案できる方
助成事業	・団体等が、主体的に取り組む事業に対し、市が補助金を交付。	・団体等 5人以上で構成し、市内で活動する団体（営利法人を除く）

#### 【上記の案の理由・考え方】

（市が行う事業を廃止する理由）

- ・「市が行う事業」は市の通常予算の中で行うべきであり、地域活動支援事業で行うべきではないとの地域協議会委員からの意見も多い。
- ・公共施設の整備は、各種整備計画や全市的な優先順位を踏まえて進めるものであり、今後も市の責任において整備を行っていく。
- ・これまで「市が行う事業」として提案されていた公共施設の整備要望は、自主的審議を行い意見書を市に提出することは可能。

### (2) 対象事業 **《対応方向》H25年度と同様**

「身近な地域における課題の解決を図り、またはそれぞれの地域の活力を向上するため、市民の発意により実施する事業」を対象とする。但し、次のものは対象外とする。

- ・政治活動又は宗教活動を目的とする事業、公序良俗に反する事業
- ・市の全域で実施する共通の行政サービスに上乘せすることなどを市に求める事業
- ・国・県・市の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
- ・市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業

### (3) 助成事業

#### ア 対象経費 **《対応方向》H25年度と同様**

事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助する。但し、次に掲げる経費は補助の対象外とする。

- ・応募や実績報告などに要した事務的な経費（提出資料のコピー代や郵送代等）
  - ・応募団体等の運営（人件費、事務所の家賃等）に要する経費
  - ・応募団体の人が飲食を行う経費（事業者の弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等）
  - ・会議の時のお茶代・菓子代
  - ・金券（商品券、サービス券）などの発行に係る経費（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられることから対象外とする）
  - ・その他市長が対象とすることが適当でないとした経費
- 対象経費について疑義が多いものは、より具体的に Q & A に明記する。

## イ 補助率・限度額（上限・下限）の設定 **《対応方向》H25年度と同様**

住民の発意を大切に、主体的な活動をより広く展開していただきたいという趣旨から、資金調達がネックとならないよう、補助率は10/10以内とする。

地域の実情に応じた対応とするため、補助率の設定及び上下限の設定は各地域協議会の判断に委ねることとする。

## 5 事業の実施手順等

### (1) 採択方針の取扱い **《対応方向》H25年度と同様**

H26年度も各区の採択方針を作成する。

- ・ 各地域協議会において採択方針の検討を行う。なお、検討の結果、変更を行わないことも考えられる。

### (2) 事業提案書の受付 **《対応方向》H25年度と同様**

事業提案書の提出に当たっては、事業を行う区域の総合事務所又はまちづくりセンターに持参する（直接面談の上内容の確認が必要のため、郵送での応募は受け付けない）。

審査を円滑に進めるため、土地利用等に関し提案者以外の承諾が必要な事業については、関係者と事前に協議が行われているかどうかを受付で確認する。

### (3) 提案事業の審査 **《対応方向》H25年度と同様**

ヒアリングやプレゼンテーションの実施は、各地域協議会の判断に委ねる。

審査は次の視点を基に行うこととする。

視点	内容	審査の方法
ア) 基本審査	・ 提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認するもの。	・ 適否を確認
イ) 地域自治区の採択方針	・ 地域自治区ごとに設定するもの。	・ 適否を確認
ウ) 共通審査基準	・ すべての地域自治区の審査で共通するもの。	・ 5点満点で採点

## 共通審査基準の項目と視点

審査項目	審査の視点
公益性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提案事業の成果が広く地域に還元されるものか</li> <li>・ 全市的な方向性と合致しているか</li> <li>・ 提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか</li> </ul>
必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の実情や住民要望に対応したものか</li> <li>・ 地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか</li> <li>・ 緊急性の高い提案事業であるか</li> <li>・ ほかに方法で代替できないものであるか</li> </ul>
実現性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか</li> <li>・ 関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか</li> <li>・ 資金調達の規模や時期に無理はないか</li> </ul>
参加性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提案事業の実施に当たり、多くの住民等の参加が期待できるものか</li> </ul>
発展性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たな取組の視点はあるか</li> <li>・ 提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか</li> <li>・ 助成事業等の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか</li> </ul>

その他、審査においては、次のとおり取り組むものとする。

- ・ 必要に応じて、共通審査基準に加えて、各区独自の審査項目の追加も考えられる。
- ・ 事業提案書の様式、添付書類については、簡素化を求める声もあるが、審査するために必要な情報であることから、H25年度と同様とする。また、広く周知し「まず、相談に来てもらうこと」をPRする。
- ・ 地域協議会委員に事業提案者の関係者が含まれる場合、当該委員は審査に加わることを一律制限することはしない。但し、地域協議会での検討の結果、いわゆる利害関係者を審査から外すことも考えられる。
- ・ 基本審査について、必要・不要の両方の意見があるが、必要がないとの判断があれば、基本審査を行わないことも可とする。

### (4) 事業の紹介・公表 《対応方向》H25年度と同様

提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介する。

また、採択事業の実施結果は、年度末に広く市民に公表する（広報や市ホームページでの周知、成果報告会の開催、情報提供等）。

**上越市地域協議会検証会議 検討結果(案)**

**2-1 地域協議会のあり方**

**1 諮問答申のあり方(2-1-1)**

**実績**

**地域自治区からの意見**

**考え方**

**2 諮問の目的, 意義(諮問事項の範囲)(2-1-2)**

**実績**

**地域自治区からの意見**

**考え方**

**3 諮問の目的, 意義(全市的な諮問の事項)(2-1-2)**

**実績**

**地域自治区からの意見**

**考え方**

**2-3 公募公選制について**

**1 選任方法, 追加選任のあり方(2-3-1)**

**実績**

**地域自治区からの意見**

**考え方**

**2 応募者の増加策(2-3-2)**

**実績**

**地域自治区からの意見**

**考え方**

**3 欠員補充のあり方(2-3-3)**

**実績**

**地域自治区からの意見**

**考え方**

- 4 定数・任期・報酬(2-3-4 「第2回地域協議会検証会議資料1」の12～13頁)  
**実績**

**地域自治区からの意見**

**考え方**